

会議録要旨

会 議 名	恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会（部会E） 第1回作業部会
日時・場所	平成24年9月14日（金）402会議室
会議参加者	部会員 高橋委員、雪下委員、松尾委員 事務局 政策調整課 桑山課長、広中主査、佐々木主査、大林主任 傍聴者 なし

開会（桑山課長）	
<p>本日の部会は、18時開始と遅い時間になっていますが、どうぞよろしくお願ひします。また、これまで作業部会については、4名程度の少人数であることから、事務局が進行役を行ってきましたが、事務局が進行役をするのは好ましくないという意見が職員からありました。このため、この部会の進行についてどうするか初めに確認したいと思ひます。</p>	
委員	これまでどおり事務局が行なっていた方が良くと思ひます。
委員	そういった意見も分かりますが、私たちも毎回必ず出席できるわけではなく、前の議論が分からなかったりする場合もありますので、事務局で行なってください。
委員	事務局が進行役をすることで私たちの議論が誘導されている訳ではありませんし、私たちも自由に意見が言えるので、できればこれまでどおりお願ひします。
委員	これまでどおりお願ひします。
司会	分かりました。それでは進行役は事務局が行なうことにさせていただきます。それでは初めに本日の会議の説明をお願ひします。
事務局	本日は、行政運営の第1回目です。市民委員会で意見交換は行いましたが、どの項目を規定するかまでは決まっておられません。このため、本日は、どの項目を規定するかということまでを決め、第2回以降で規定内容や具体的な規定ぶりについて決めたいと思ひます。他市の例を参考に項目出しをしたものについて規定すべきか検討し、さらに不足があれば補うということをしたと思ひます。また、行政運営の原則、行政運営の基本といったことを最初を書くかどうかについても意見をいただきたいと思ひています。
司会	事務局から説明があったとおり、行政運営の項目については市によってばらつきがあります。そういった他市の事例なども勘案してご意見をいただきたいと思ひます。
委員	この項目を見ると、総合計画、財政運営、行政評価については、すべての市で規定しているということですね。総合計画というのは自治法に規定があるのではないですか。
事務局	平成23年度の自治法改正で、地方分権改革による義務付け撤廃方針から、総合計画の基礎となる基本構想については法定議決事件から削られ、さらに、策定義務も無くなりました。

<p>これまででは地方自治法第2条第4項に規定されていた市町村基本構想の策定義務が全く別の規定に全部改正されたため、改正後の現在にあっては、3パターンの取扱いを各自治体が考えなければならなくなりました。1つ目は、総合計画を作らない、2つ目は、議会の議決を得ないで市長限りで総合計画を作る、3つ目は、これまでどおり基本構想について議会の議決を得て総合計画を策定するという取扱いです。</p> <p>3つ目の取扱いでは、議会の議決事件にするためには、自治法第96条第2項の規定により、条例で議決事件に指定する必要があります。議会の議決事件というのは、自治法96条第1項に限定列挙された議決事件、その他法令で議決すべきことと規定された事件のほかは、条例で指定しなければなりません。仮に指定しないものを議決したとしても、無権限な議決となり、何の法的効果も与えることができないのです。</p>
<p>委員 そういう取扱いなのですね。他市の規定では、総合計画を作るということを書いてあるのでしょうか。</p>
<p>事務局 そのようです。</p>
<p>委員 総合計画の策定義務が無くなった理由は何ですか。</p>
<p>事務局 正確に把握している訳ではありませんが、現在の地方分権の流れから、行政の執行又は運営については、地域の自主性といいますか独自性に委ねるといふ地域主権改革が進められ、法律によって義務付けされているものを見直しが行われています。こうした流れの中で総合計画についても、国が法律で義務付けするのではなく、地方公共団体が自ら考えて取り組むべき項目と考えられたのだと思います。</p>
<p>委員 いわゆる規制緩和的なニュアンスですね。国と地方との関係において。</p>
<p>委員 すると、今では作っても作らなくても良いということなんですね。恵庭市では現在は基本構想、基本計画がありますね。いつまでの計画ですか</p>
<p>司会 あります。平成27年度までの計画期間です。</p>
<p>委員 正直言って総合計画は意味がありますか。大変な労力をかけて策定していますよね。計画を作って皆くたびれてしまって、実行できないでいるような気がします。</p>
<p>事務局 そういったことも含めて今後の取扱いをどうするか方針を決めることになると思います。</p>
<p>委員 総合計画をはじめとする長期計画があつて、それとは別に個別の計画や単年度計画があつて、それほど相互に整合性が取られているとも思われません。</p>
<p>委員 実施状況の検証のようなことは行なわれていないのですか。計画の折り返し地点辺りでは検証しているように思いますが。</p>
<p>司会 5年ごとに基本計画と実施計画が定められていて、実施状況の検証も行なわれています。</p>
<p>委員 すごい項目になると思います。それを全て評価して予算に反映するというのは現実的に無理な</p>

<p>のではないのでしょうか。</p>
<p>委員 総合計画というものには金めが載ってませんね。恐らく財政サイドでは、それに縛られるのを嫌い相当抵抗するのではないですか。</p>
<p>事務局 委員の意見のとおり、各個別の計画というのは大変多くあります。それと総合計画との整合性は考えなければならないと思います。また、一方では、まちづくりの基本となる構想については、皆が以心伝心で分かっている訳ではないので、自治体としては何かにしたためておかなければならないだろうということから、基本構想が必要という考えもあります。</p>
<p>委員 私は、基本構想については、市民憲章のようにさらっと書いてそれで終わってしまうもののように感じています。</p>
<p>事務局 基本構想については、大枠を書くということからそういう側面もあるかもしれません。</p>
<p>委員 どっちが先かということでは、総合計画に基づいて個別計画があるのではなく、個別計画を取りまとめたものが総合計画というものなのではないのでしょうか。各セクションごとに計画を作るのではないのでしょうか。</p>
<p>委員 後期基本計画などを見ると、財源の手当てについては記載されていませんね。</p>
<p>事務局 予算措置については、総合計画に基づいた事業であれば理由があることになります。</p>
<p>委員 単年度主義の予算なので、総合計画に金額を示せないのは仕方ないのかもしれませんね。</p>
<p>委員 総合計画を見ると、良いまちになるんだなと思いますが、現実がどうかは別ですね。</p>
<p>委員 自治法の縛りが無くなって、総合計画を作るのを止めたという自治体はありますか。</p>
<p>事務局 聞いたことはありません。見直しの時期にもよると思います。少し調べたところでは、議決事件の条例指定を、自治基本条例で書いてあるところ、議会基本条例で書いてあるところ、議決事件の指定条例のようなものを制定しているところと3パターンあるようです。</p> <p>このため、総合計画については、理事者の意見を確認してから考えたいと思います</p>
<p>委員 しかし、長期計画も無く行きあたりばったりで市政を運営するということはないでしょう。やはり、将来についてのビジョンを持つ必要があるのではないのでしょうか。</p>
<p>委員 とりあえず総合計画についてはペンディングしておくということですね。</p>
<p>司会 そうですね。それでは次に財政運営について意見をいただきたいと思います。</p>
<p>事務局 総合計画、財政運営、行政評価については、どこの市も書いていて基本条例における標準装備と考えて良いと思います。</p>
<p>委員 透明性と健全運営という内容なんですね。</p>

事務局 他市の規定は、総じてそういう内容のようです。

委員 恵庭の財政運営はどんな感じですか。公債比率などは厳しいですか。あまりハコモノは作っていないように思いますが、償還金が大変とかはありますか。

司会 市になった当時に下水道などの設備投資を相当行なったため、一時は起債の償還が多かったですが、現在は建物をほとんど造っていません。

委員 これからの施設整備は、どういったものが予定されていますか。

司会 恵庭駅西口、恵み野駅西口、島松駅のバリアフリーなどがあります。あとは、ごみ処理の施設が整備しなければならないものとしてあります。

委員 ごみ焼却場などには国からの補助金はないのですか。

司会 ありますが、例えば2分の1が補助されたとしても、30億円の施設整備だった場合、15億円は別に用意しなければなりません。他の事業などとバランスをとりながら財政運営をしていかなければならないので、財政サイドは大変だと思います。

事務局 基本条例に規定する財政運営については、最初に話があったとおり健全運営と透明性程度しか書けないのかもしれませんが、反対に、これを書かないで良いのかという観点もあると思います。行政運営の中に財政運営を書くことについてはいかがでしょうか。

委員 私は、一般会計については良いと思っておりますが、特別会計については財布が別だからと言って無秩序になるのではないかと懸念しています。行政運営に書く必要はあると思います。

委員 書くことで良いと思います。

司会 それでは、財政運営については規定するというので、次に行政評価についてご意見を申し上げます。

委員 行政評価というのは具体的に何を対象にしていますか。評価者は誰になるのでしょうか。札幌市は、「市長は」と書き始め、外部評価についても書いています。

委員 行政評価の難しいところは、理由を付けて事業を実施してしまうため、実施した後に一体何を評価したら良いのか分からなくなってしまうことです。

事務局 現在行っている行政評価は、行政改革推進計画に基づいて行なっていますので、内部意思によって実施しています。基本条例に規定した場合は、条例で実施を義務付けることとなりますので、内部の考えに左右されず実施することになるため、どこの市も規定しているものと考えられます。

委員 行政評価については、条例にあるからとかそういうものではなく、当たり前のこととして実施されるべきだとは思っています。

司会	当たり前という観点からは、条例に規定すべきということでしょうか。
委員	条例に規定することは良いと思います。
委員	私は、条例に書いて置くべきだと思います。
委員	PDCAのサイクルで業務を実施していると思いますが、行政評価はその範囲と同じでしょうか。
委員	PDCAサイクルの一環だと思います。どんな事業でもやらなければならないことだと思っていますので、当たりのことと考えています。
委員	そういった評価の結果は、議会で検証するのでしょうか。また、内部で検証をして次年度以降の予算に反映させたりするのでしょうか。
委員	大きな事業については議会などで検証すれば良いと思いますが、内部で自ら検証するのは全ての事業について行なう必要があると思います。PDまではやりますが、CAがなかなか行なわれていません。
委員	監査委員は、行政監査も行なっていますよね。そうすると、行政評価と監査は重なる部分が出てくるのかもしれませんが。
司会	行政評価については、手法や評価者の問題などいろいろ考えるべきことはありますが、基本条例に入れるということについてはいかがでしょうか。
委員	誰が評価するかということを考えなければなりません。現在の評価シートについて提供していただけますか。
事務局	現在、第5次の行政改革推進計画で、今後の評価の方法をどうするかというのを検討しています。現在用いているシートを次回までに用意しておきます。評価について、外部評価ということまで書くかということも検討しなければならないと思います。
委員	外部評価の外部とは、どういった人を想定しているのでしょうか。公認会計士のような資格を持った人でしょうか。
委員	外部の人が見るのは、不正などについて検証するのがふさわしく、事業の達成状況などについては外部の人が評価する必要があるでしょうか。私は、内部の評価で構わないので、きちんと評価・検証し、次に生かすというサイクルを構築してほしいと思います。
事務局	もうひとつ確認したいことは、現在は、総合計画に基づいた事業などに絞って評価を行なっているのですが、全ての事業について評価対象とするというイメージでよろしいでしょうか。
委員	全ての事業をするというのは大変です。絞込みは必要で、大きな事業は必ずやるとしても、対象事業は絞り込まないと、評価ばかりやっても成果は上がらないと思います。

委員	外部評価については、他市の先例を見てみると良いと思います。
司会	行政評価については、条例に規定するという方針ということで、必要な資料は次回までに用意しておきます。次に、組織運営について意見ををお願いします。
事務局	内部組織である市役所組織の運営について条例に書くかということで、他市では「分かりやすい組織」「簡素」などを書いています。
委員	よく横の連携が不足しているなどと言いますが、例えば、転入者については、住民登録から国民健康保険や学校の手続などは続けて案内しているのではないですか。自治体の規模にもよりますが、全ての手続をワンストップで1箇所で行うというのは無理なんじゃないかな。組織的には大変なんじゃないかな。
司会	先進事例でワンストップサービスを比較的大きな市で行っているところがありますが、事務所スペースの問題に加え、手続はよくても相談業務になるとどうしても担当課に行かなければならなくなったりということがあがるようです。
委員	総合案内は大変評判も良く、そうした案内がしっかりしていれば必ずしも1箇所で用事が済まなくても良いのではないのでしょうか。
委員	現在の組織では横の連携というのはどうですか。連携はされていますか。
事務局	私たちの印象では悪くないと思っています。自分たちのテリトリー以外は関係ないというような意識ではないかと思っていますが、外部から見るとどうかはまた別かもしれません。
委員	組織的な問題がなく、事務が適正に執行されているのであればわざわざ規定する必要はないでしょうし、何か課題があるということであれば規定すれば良いのではないのでしょうか。
委員	組織運営と言いますが、運営について書いている市はありますか。どうも組織編制について書いているようで、運営そのものを書いているところはないように思います。
司会	石狩市の第20条第2項はどうでしょう。組織は、運営されなければならないと書いています。
委員	この規定文は、誰に対するメッセージになっているのでしょうか。
事務局	市長をはじめとする執行機関ではないのでしょうか。
委員	とりあえず書く方向で考えて、具体的に書くときにまた考えるということでどうでしょう。
司会	それではそういうことにしたいと思います。次に行政手続についてはどうでしょうか。
事務局	国には行政手続法があって、恵庭市にも行政手続条例があります。
委員	個別条例があるものについて基本条例ではどう扱えば良いでしょうね。

事務局	情報公開と個人情報保護については、個別条例がありますが、基本条例では条例名を掲げて規定することとしています。
委員	さじ加減が難しいですね。他にあるから書かなくても良いと考えるか、それでも重要なことだから基本条例に書くとするか難しいですね。行政手続条例の根幹は何なのでしょう。
事務局	行政処分の事務手続を明らかにすることが最大の目的で、申請、届出などの手続から決定までの標準処理期間を明らかにすることや不利益処分に対する申立など、担当者によって取扱いに差が出ないように標準的な処理を全て明らかにさせることを求めています。
委員	条例としては地味な存在ですね。行政手続として書くこともそういう内容になりますね。
委員	書くとしたらその程度を簡単に書けば良いのではないのでしょうか。
委員	「別に条例で定めるところにより」と書いている市が多いようですが、基本条例制定時には行政手続条例が無かったのでしょうか。
事務局	恐らくあったのだと思います。その規定の意図は、別の条例に委任するということで、基本条例から個別条例に委任している構図にしているのだと思います。次回の市民委員会はD部会の報告ですが、恵庭市情報公開条例、恵庭市個人情報保護条例の定めるところにより、と個別の条例名を書くという方針になっています。
委員	それであれば同じパターンで良いのではないですか。
委員	同じ毛色の分野ですので同じ取扱いが良いと思います。
司会	出資団体や附属機関に関する項目はどうでしょうか。
委員	何を書くのでしょうか。
委員	第3セクターなどを監視するということでしょうか。是非入れてほしいと思います。
委員	もし書かなかつたら対象外になるということでしょうか。市の機関以外については。
事務局	全く関係ないというのではなく、例えば、監査委員の監査権は、補助金などを支出している財政的援助団体や出資団体まで及んでいます。恵庭RBパークの資本金は、市が4分の1以上の出資をしているため、自治法の規定に基づき監査委員が監査をしています。
委員	出資団体などは債務超過になるなど運営がうまくいかないことがあるので、テーマとしては加えておくべきものではないのでしょうか。
委員	今後、民間など外部に委託する業務は増えていくのでしょうかから、情報公開義務など規定しておくべきだと思います。
委員	函館市では、出資団体と附属機関等を分けていますが趣旨はなんなのでしょう。

事務局	附属機関は審議会等の市の機関で、出資団体は設立にあたって市が出資しているものの人格は別というところでしょうか。
委員	となると、附属機関に関して規定するのは、人選を適正にやりなさいという内容が中心でしょうか。
司会	函館市の規定内容を見てみるとそうですね。
委員	附属機関を設置するときの決め事がありますか。条例で設置するというようなことではなく、男女比率だとか、委員の年齢であるとか、そういう決め事はあるのでしょうか。
事務局	内規である要綱では定めがあります。
委員	出資団体は規定する。附属機関は検討するというところでどうでしょうか。
司会	それでは、次に監査機能の充実という点についてご意見をお願いします。
委員	函館市や江別市の例を見てみると、江別では外部監査について書いていますが、函館市では、そこまで書いていませんね。ところで、監査委員というのは外部ということにならないのでしょうか。
事務局	恵庭市という法人を構成する行政委員ですので、市長からは独立していますが、内部の機関ということになります。
委員	監査委員は、議員選出者のほか、有識者と言われる方、多くは行政OBだと思いますが、建前から言って外部なのではないでしょうか。
事務局	選任された時点で非常勤の特別職の公務員の身分を持つ市の職員ですので、内部登用ではないという点からではなく、監査委員としては内部の職員という考えになります。
委員	本来、内部だろうが外部だろうが、現状を検証してきちんと指摘できれば良いのです。
委員	そうすると、あえて外部の人を入れるというのは、いわゆる仲間内で監査をしても効果が期待できないという発想なのではないでしょうか。函館市の書き方では、書いてもあまり意味を持たせていないような印象です。
委員	恵庭駅舎の改築に関する債権放棄の問題について、過去20年間監査委員は何を監査してきたんだという印象があります。
事務局	その債権放棄については、政策調整課が所管しました。貸付自体や債権の放棄に関して違法又は不当な事務処理がなかったか検証をしています。債権放棄額が多額でもあり、ご意見が多くあるのはもっともだと思います。債権は、満足することができなければ、どこかで整理しなければなりません。本案件の最大の問題は、相当長期間に亘って債権整理について検討されなかったことなのではないかと思っています。

委員 そうですね。あまりにも長い期間放置されたため、事件というか問題が風化してしまっているのではないのでしょうか。債務者である団体の構成員の多くが他界されたとも聞いています。私は、以前行革の委員を長くやっていましたが、監査委員にお話を聞かせてほしいと何度も申し込みましたが、一度も実現しませんでした。監査委員は多くの事業をチェックしていて大変なのは分かりますが、様々な場面で説明していただいても良いと思います。

委員 債権については、回収見込みがなくなり不良債権となったときは、速やかに整理しなければならないでしょう。問題は、不良債権になるに至った当初の融資などを検証することでしょう。

委員 債権放棄の議決に関しては、議員から反対意見がありませんでした。これについては疑問に思いました。

事務局 仮に融資に問題があったとしても、回収不能という事実が現実としてあるため、債権の放棄については反対しなかったということなのではないのでしょうか。債権放棄に関して考慮すべきは、一義的には回収の見込みということではしかないため、永遠に回収できない債権を管理すべきという判断にならなかったということだと思います。

委員 人格なき社団にお金を貸しても良いのでしょうか。個人であれば人格がありますから、最後は保有財産で清算するということになりますが、人格がない団体であれば構成員にも請求できず、財産がなければ回収不能になるのではないのでしょうか。

事務局 人格なき社団に貸付を行なうということには問題はありません。ただ、貸付の実施に際して回収の見込みが甘くなかったのかというご意見については、否定することは難しいと思います。しかし、全額ではありませんが、数千万円の返済はしていますし、当時、全く回収できなくても構わないというような認識はなかったと考えています。繰り返しますが、最大の問題は、回収不能の不良債権となったのが最近のことではありませんでしたので、その間処理が先延ばしになっていたことだと思います。

委員 起きてしまったことは仕方ありません。今後そういったことがないように監査機能についてはもっと充実させたいと思いますので、条例に規定するということを考えています。

事務局 監査機能の充実について規定している市がありますが、議会との意見交換会で「議会改革」という表現については一様に反対されたように、監査機能を充実させると言っても、具体的な方策はないように思います。どのような内容を書くかご提案いただければ、たたき台を作るときに規定文案を考えますので、事務局までお知らせください。

司会 盛り込んだ方が良いという場合には、ご面倒でも規定内容の案を事務局までお願いします。

委員 盛り込んだ方が良く思うのですが、どのような内容となるとちょっと出てきません。

委員 私は必要ないように思います。現状の監査機能は自治法の体系の中で執行されているので、それ以上を義務付けたりするようなことは書けないと思うのです。

司会 それでは、検討をしていただいてご連絡いただくことでお願いします。次に、説明責任の項目についてご意見をいただきたいと思います。

委員	説明責任というのは、市長にも議会にも市の機関にも全てに関わってきますね。条例の中で条建てして規定すべきことなんでしょうか。市長の責務や議会の責務でも説明責任について言及しています。ここでわざわざまた書く必要があるのでしょうか。
委員	説明責任と条建てをして何を書くのでしょうか。
事務局	例えば苫小牧市は、第16条で「市は、市民に対し、市政運営に関する内容及び経過を分かりやすく説明する責任を有する。」と責任があるという書き方をしています。もし、恵庭の条例で書くとしたらそのような内容になるのかとは思いますが。
委員	情報公開の部会の議論はどのようなものでしたか。市から情報提供するというのと市民からの公開請求に応えるということを書くのだと思いますが、積極的な情報提供というのは説明責任を果たすということと同じなのではないでしょうか。
事務局	D部会で議論をして部会案がまとまっています。事務局に戻ってD部会案を持って来ますので少しお時間をください。
事務局	申し訳ありません。忘れておりましたが、情報公開の規定の中に説明責任という条を設けることにしておりました。最初は、情報公開、情報共有、個人情報保護の3項目だったのですが、説明責任を盛り込むことにしておりました。
司会	それでは、説明責任については情報公開のパートで書くということですので、行政運営の部分では考えないということにします。次に、危機管理について検討していただきたいと思います。
委員	危機管理というのは何を書くのでしょうか。
委員	防災関連を書いているようですね。国の危機管理というのとは違うと思います。
委員	国民保護計画を策定していると思いますが、武力攻撃を受けた場合なども想定されるのではないのでしょうか。
委員	ほかに、情報漏洩などについての危機管理という立場はありませんか。
委員	他市では「災害その他の緊急事態」というように使っているところがほとんどですので、災害ばかりではないように思います。
委員	危機管理は国が担っていますが、そこに市町村が首を突っ込むというのはいかがでしょう。
委員	そういうことではなく、法律の定めによって市町村で危機管理計画を作らなければならなくなり、作った計画のことです。
委員	この部分の規定は、誰に対するメッセージになるのでしょうか。
事務局	市だと思います。災害をはじめとする不測の事態が生じて、それに対応できるようあらかじめ準備態勢を整えておきなさいという内容になると思います。

委員	<p>昨年の東日本大震災のときの恵庭市の対応は良くありませんでした。ちょうど税金の申告相談に来ていましたが、部長以上が招集されるまでに40分かかっていました。また、庁内放送も外に出ろと言ったり中に入れと言ったりまちまちで、場当たりの印象でした。非常事態では大声を出す人が必要ですね。</p>
事務局	<p>申告会場ではずっと申告を受けていたと聞いています。職員も怖くて逃げ出したかったが、申告を受けている人が早く終わらせてくれと動かないので、揺れている中申告書を作成したというように聞きました。</p>
委員	<p>そうでしたね。私は揺れが大きかったので真っ先に外に出ました。</p>
委員	<p>いずれにしても、ここで想定している危機管理というのは、ハード的なもので、機密情報の漏洩といったようなことは想定していないということですね。</p>
委員	<p>生命、身体、財産を保護の対象とした規定のようです。</p>
委員	<p>情報を加えるかどうかということですね。</p>
委員	<p>情報管理の部分は情報公開などのパートで考えるということになりますか。</p>
委員	<p>そうすると、その情報管理というのは個人情報の保護ということになるのでしょうか。個人情報以外の守るべき情報というのはあるのでしょうか。ないことはないと思います。廃棄物処分場をどこに作るといった場合は、最初は隠密裏に進めるでしょうね。最初からすべてオープンだと決まるものも決まらなくなってしまいます。</p>
委員	<p>どうでしょう、ここではハードに限定した方が良いと思います。</p>
委員	<p>そうですね。</p>
司会	<p>それでは、市民の生命、身体、財産について盛り込むということでまとめたいと思います。</p>
事務局	<p>ほかに盛り込む事項はあるのでしょうか。これまでのご意見では、恵庭市の条例はフル装備と言いますか多項目について規定することになりますが、他にも規定すべきことがあればご意見をお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>近隣市町村や国、道との連携というのはどうでしょうか。ほとんどの市で書いてあるように思います。連携というのは大事ではないでしょうか。</p>
委員	<p>大切なことだとは思いますが。</p>
事務局	<p>条例に書いた方が良いというご意見ですね。</p>
委員	<p>書いた方が良いと思います。他市の条例を眺めてみると政策法務について書いている市が多くあるようですが、これは職員に対することですから、基本条例に書くというのはどうでしょうね。</p>

事務局	公益通報についてはどうでしょうか。
委員	公益通報と聞いても普通の人は分からないですね。
委員	内部告発というものでしょうから、そう書けば良いのではないですか。
委員	公益通報という言葉のイメージからは、外部の人が何か知って通報するという感じです。
事務局	公益通報者保護法がありますので、法律用語として公益通報という言葉があります。公益通報制度は、官公庁ばかりを対象にしているのではなく、民間も含めて労働者が通報対象となる違法な行為などを通報した場合に、通報したということに由来して不利益な扱いを受けないよう保護することを目的としています。
委員	民間企業も含めて公益通報者は法律によって保護されているということですね。市で訓令を作ったということですが、どのような内容でしょうか。
事務局	どのように公益通報を受け付けるかというもので、通報先や手順を定めたものです。
委員	これを条例に規定することの意義というのはどうなのでしょうね。例えば、これを書くことによってどんどん内部告発ができるようになるというものでしょうか。勇気付けということになるのでしょうか。
委員	現実に内部告発はしづらいでしょうね。よほどの確証がないと、疑いくらいで告発して、もし違っていたりしたら通報者にとっては利益にはならないでしょう。なので、どんどんやりないさいとけしかける必要はないと思います。 それよりも私は、職員の育成について書きたい。
委員	市長の責務や職員の責務には書いていなかったでしょうか。
事務局	市長の責務のところに規定している市は多いようですが、現在の案のところでは規定はしていません。
委員	職員は、3年から5年程度で部署を異動していると思いますが、その間にどの程度のスキルを身に着けたか検証されていないと思います。財務処理など分野ごとに判定項目を設けて評価をしなければ、課長の情緒的な価値判断で評価をしてしまうことになると思うのです。
委員	人事評価制度は導入していますか。
司会	試行的に実施しています。
委員	評価者が訓練されているのか心配します。問題は評価者にあると思います。職員の育成を市長の責務にするのは少し違和感があります。
委員	私も同じ感じを持ちます。市長ではなく、組織的に職員の能力向上に取り組むのではないかと思います。その場合は行政運営に規定するというのでしょうか。

